

県央地域の令和5年度銘柄産地指定証交付式を開催しました

茨城県では、品質・組織体制・産地規模等について要件を満たした青果物及び花きの産地を、銘柄産地として指定しています（有効期間3年）※。

令和6年3月22日（金）、茨城県水戸合同庁舎3階の県央農林事務所におきまして、小美玉市（玉里地区）のれんこんの銘柄産地再指定の指定証交付式を行いました。

交付式には、小美玉市 島田幸三市長、JA 新ひたち野 細谷博之代表理事組合長、JA 新ひたち野 小林弘嗣代表理事専務、JA 新ひたち野 営農経済部 鈴木洋一部長、JA 新ひたち野 営農経済センター 吉水啓展様、JA 新ひたち野 蓮根部会玉里支部 小松崎哲男支部長、JA 新ひたち野 蓮根部会玉里支部 大山善三副支部長等の皆様が出席されました。

指定証は、飛田県央農林事務所長から産地側を代表し島田小美玉市長へ交付されました。

※ 令和6年2月8日現在の指定状況：県央地域 青果物5産地（県全体59産地）、花き1産地（同7産地）



(指定証交付模様)



(参加者集合写真)